

No.040 (不定期刊)

"Great Wall" Street Journal

# 長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社  
上海駐在員事務所 所長  
奥山 要一郎  
2007年入社。本社シニアストラテジ  
スト等を経て、2015年より現職

## ノーサイド・ゲーム

屈強な男たちが一つの楯円球をめぐり、体を張って前へ突進する——。日本で開催中のラグビーW杯(RWC)。連日、熱戦が繰り広げられており、テレビ画面からもその大迫力が伝わってくる。RWCは、オリンピック、サッカーW杯と並び世界三大スポーツイベントの一つ。このうち二つが今年と来年にかけて日本で開催されるのだが、これは実はとてもスゴイことである(と、なぜか中国から声を大にして叫びたい)。

★ ★ ★ ★ ★

さて、中国でRWCの反応を探ってみると……残念ながら全く関心がないようだ。中国スポーツ界の旬なネタは、女子バレーボールチームの快進撃(日本で開催中のバレーW杯)や、先日のバスケットW杯で大ミスをした中国人選手の年棒がなんと2000万元(約3億円)！というゴシップネタくらい。普通に生活している限りラグビーの話題に触れることはほぼない。中国にもラグビー協会があり、7人制大会にも参加しているが、いかんせん目立たない。

試しにスマホアプリの「騰訊体育(テンセントスポーツ)」でRWCを検索してみた。引っかかった数少ないニュースの一つは、プロのスポーツ記者による「ラグビーは人気スポーツでもないのに、日本はなぜW杯を開催するのか? それは経済効果が大きいからだ」という見出しの記事。確かに経済効果はあるが、そのためだけに開催するという考えは安直すぎる。コメント欄には「人気がないのにスタジアムは満員。"サクラ"を動員しているのかなあ」というつぶやきもあった。やれやれ、である。

そんな中国でも3年前、ラグビー熱がちょっとだけ盛り上がったことがある。2016年にアリババ傘下のアリババスポーツが、向こう10年以内に1億米ドルを投資して15人制ラグビーのプロリーグを発足させる計画をぶち上げたのだ。私は当時「おお! サ

ッカーに続き、チャイナマネーがラグビーにも入るのか!」と思ったものだ。それから3年。この計画の“その後”はほとんど耳にしない。

先日、中国で「体育強国」を目指すスポーツ振興策が公表された。国民の健康づくりを支援し、プロスポーツを発展させるという。サッカー、バスケットボール、バレーボールが「三大球技」として持ち上げられた。まあ、振興の目的を「国威発揚能力を増強する」「経済成長の新たな原動力とする」などとハッキリ表明しており、裏テーマも見え隠れする。それにしても、同振興策の中で言及された「中華スポーツ精神」とは一体何を指すのだろうか……。

マネーゲームや国策などが注目されがちな中国のスポーツ界隈だが、市民が普通に楽しむ光景も見られる。学校や公園にはコンクリートで作られた“常設”の卓球台がよく備えられている。好きな時に好きなだけピンポンできるのだ。会社や友人仲間のレクリエーションの定番はバドミントン大会。杭州で訪れたスタートアップ企業が多く入居するオフィスビルでは、巨大な中庭にバドミントンコートが設けられていた。また、朝や夕方、公園や広場では中年男女を中心に「広場舞」が繰り広げられる。グループダンスのようなもので、各集団が大音量の音楽に合わせてながら軽快にステップを踏む。

★ ★ ★ ★ ★

香港では毎年「香港セブンズ」と呼ばれる7人制ラグビーの大会が開催され、スーパーラグビーのサンウルブズも18年に公式戦を行った。台湾もRWC予選に参加するなど積極的だ。その台湾で人気を博した歌手、周華健(エミール・チョウ)の大ヒット曲「朋友」のMV(ミュージックビデオ)ではラグビーを通じた友情が描かれている。中国にもいつか、ラグビー文化が根付く日が来るだろうか。いやいや無理だよと言うなかれ。楯円球だけに、どのような展開で転んでいくか分からない。願わくば良い方に。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

## ◆ 注 意 事 項 ◆

### 外国証券等について

・外国証券は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式の手数料等およびリスクについて

・国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% (手数料相当額) となるように設定したものです。当該店頭取引価格には手数料相当額が含まれています。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.3200% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### 利益相反情報について

この資料を掲載後、掲載された銘柄を対象とした E B 等を東洋証券 (株) が販売する可能性があります。

なお、東洋証券 (株) および関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載されている企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券 (株) が各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点の見通しであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券 (株) は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券 (株) に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

商号等 : 東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号  
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2019年9月25日

審査部審査済